

第86回徳島県個人情報保護審査会会議議事録

1 開催日時

平成28年11月9日（水）午後1時10分から午後4時50分まで

2 開催場所

徳島県庁10階 1002会議室

3 出席者

(1) 委員

大道委員，坂田委員，末吉委員，南波委員，松永委員

(2) 事務局

監察課 熊尾情報公開個人情報担当室長 ほか

4 審議の内容

(1) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

- ・個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

(2) 不服申立事案の審議について

- ・「県有車両等事故速報」の非訂正決定事案
- ・「児童記録」の部分開示決定事案

5 議事の概要

別紙のとおり

(別紙)

【開 会】

会 長 　ただ今から、第86回徳島県個人情報保護審査会を開会いたします。

【審 議】

(1) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

- ・ 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

会 長 　本日は、まず、「徳島県個人情報保護条例の一部改正」について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　今回の条例改正につきましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の改正に伴う改正ですが、非識別加工情報に関する規程については、今回の審議の対象とはせず、それ以外の部分を審議をさせていただくこととしております。

　今回は、次の3点について、御審議いただきたいと思っております。

- 1 「個人情報」の定義について
- 2 「要配慮個人情報」の定義及び取扱いについて
- 3 事業者に係る規定について

(事務局説明)

【1 「個人情報」の定義について】

会 長 　国が「個人情報」の定義を明確化したということで、条例と不一致をきたすわけではないが、定義付けを国に合わせて明確化しておけば、将来、国の改正に伴って、同様に条例改正を行えるということですね。

　それと、国の定義は、「生存する個人に関する情報であつて」と「生存する」という言葉が入っているが、現行の条例の定義は「個人に関する情報であつて」と「生存する」という言葉は入っていないから、その部分についても、国と同様にするかどうかということですね。

委 員 　「生存する」という言葉が入らないことによって亡くなった人のことについても個人情報保護の対象になっていたものが、ならなくなるという解釈でいいのでしょうか。

事 務 局 　解釈運用基準で、「死者に関する情報については、死者に権利能力がないためこの条例の対象となる個人情報に含まれないとの考えもあるが、死者の個人情報を不適正に取り扱うことによって、死者の名誉を傷つけたり、遺族等の権利利益を侵害するおそれがあるため、適正に取り扱う必要があることから、この条例では、性質の許す限り、死者に関する情報も「個人情報」に含めて保護するものとする。」とあります。また、死者の個人情報に関しては、死者の情報ではあるが遺族の情報でも考えられる情報（例(1)相続した財産に関する情報、(2)相続した不法行為による損害賠償請求に関する情報、(3)近親者固有の慰謝料請求権に関する情報）につ

いて、遺族による開示請求を認めており、国と同じような運用になっておりますので、「生存している」が入っているか、入っていないかによって取扱いがものすごく変わってくるということはありません。

この点については、平成17年の条例の大幅な見直しの際にも検討されており、存続させるという結論にはなっておりましたが、今回、国に定義を合わせるのであれば、今後、改正の機会もないと考えられるので、その部分も合わせて、審議いただけたらと思います。

委員 個人識別符号については、国に合わせるのでいいと思いますが、「生存する」と入れるかどうかについては、運用基準で、これまでと取り扱いは変わらないと言ったとしても、わざわざ「生存する」という言葉を入れるということは、「個人」と「生存する個人」では意味が違うということになると思います。概念は違うということですので、わざわざ「生存する」と入れなくてもいいように思います。

ただ、そうすると法律との整合性を考えた時に条例と法律が違うという話になるので、国に合わせた方がいいのかどうかですね。

委員 「生存する」という言葉が入ることによって、例えば、今後医療が進んでいって遺伝子的なメカニズムが解明したら病気の原因が分かるという時に、死者の情報を取りたいと思っても、個人情報保護条例に引っかかってしまい、必要な死者の情報が取れないというような可能性やデメリットはないでしょうか。

委員 遺族の情報と考えるかどうかですね。遺族の情報だと考えられれば、遺族が情報として取り得ることはできるでしょうが、その度毎に判断しないといけませんね。

どちらで整理しているか、説明の仕方であるような気はしますが。

委員 あえて国が「生存する」という個人情報に限った理由というのは、なぜでしょうか。

事務局 個人情報保護法の逐条解説によると、法律が、死者の個人情報を対象としなかったのは、開示請求権を行使しうるのは生存者であり、死者に関する個人情報が同時に遺族等の個人情報といえる場合には死者の個人情報を本法の対象としなくても、遺族等の個人情報として保護すれば足りるという考え方です。

ただし、死者に関する情報が同時に生存する個人の情報ともいえるかどうか、遺族の情報といえるかどうかについては、やはり具体的な事案について色々検討を要するので、判断は必ずしも容易ではないという風なことがいわれています。

先ほどの遺伝子情報等については、死者の遺伝子情報が、子の情報となる場合もありうると考えられているようです。

会長 「生存する」を入れても入れなくても、結論はよく似たことにはなるの

かもしれません。どうですか。

委員 私は、「生存する」というのを入れない方がいいと思います。平成17年にも審査会で議論されたとのことで、あえて入れないで保護しましょうという趣旨の話があったのではないかと思いますので、それは法律が変わろうが変わるまいが同じように保護するという趣旨を守っていくという方向がいいのではないかと思います。

委員 今回、国に定義を合やすことで、今後、国の法律が、改正された時に国との違いを意識しないで同じように改正していくことができるというメリットがありますが、その点において、支障がないのであれば、「生存する」は入れない方がいいと思います。

会長 不都合が生じることが特段ないのであれば、従前通り「生存する」という言葉を入れないというのが、大多数の意見ということになりますので、答申の方向としては、条例の定義付けについては国と合わせて改正するが、「生存する」という言葉は入れないとしましょう。
では、次の論点について説明をお願いしますか。

(事務局説明)

【2 「要配慮個人情報」の定義及び取扱いについて】

会長 国は、個人情報の中で特に「要配慮個人情報」という概念を新設し、限定列挙している。条例では、要配慮個人情報の取扱いについて、原則禁止の規定はあるが、限定列挙してはないので、国と合わせて限定列挙するか、また、取扱いについても、国に合わせるかどうかということですね。国から合わせなさいというような要請はないですね。

事務局 はい。

会長 取扱いを改正しないということは、結局はどういう意味を持つのでしょうか。

事務局 取扱い上は、要配慮個人情報になった場合には、収集の原則禁止のままとなり、例外的には、条例第6条第3項に定められている「(1)法令の規定に基づくとき、(2)犯罪の予防を目的とするとき、(3)徳島県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関と認めるとき」となります。

会長 徳島県は、国が限定列挙したようなことを収集していることがあるのでしょうか。

事務局 収集はしています。収集していることについては事務登録簿という形でその収集する事務の中に、要配慮個人情報が含まれていることが分かるよ

うにしております。登録簿の中に個人情報の記録項目があり、基本的事項、家庭生活、社会生活、財産収入、思想信条等とあるのですが、この思想信条等の項目が要配慮個人情報になります。県は事務単位で作成し、国はファイル単位で作成しているという違いはありますが、要配慮個人情報を収集しているかどうかは、県でも閲覧できるようにしています。

委員 要配慮個人情報として限定列举すると、範囲が明確になるのはいいですが、広い方がいいのか、限定列举がいいのか、悩ましいですね。

広い方がなんでもいいと言えるものでもなく、限定列举で確保されてたらいいいという発想もある。また、抽象的に書く方が広いとも言いきれない。抽象的に書かれていると、逆に、解釈で当てはまらないとも言えるから、一概に、どちらが広いとは言えない。

委員 取扱いについては、改正しないというのでいいのではないのでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 定義の限定列举については、どうでしょうか。条例は改正せずに、解釈運用基準に行政機関個人情報保護法に列举された項目を盛り込んで整理するか、行政機関個人情報保護法に合わせて改正するか。

委員 限定列举の方が分かりやすいとは思いますが、デメリットとしては、今の条例の方が要配慮個人情報の範囲が広く解釈できる可能性がありますので、国が限定列举しているものを盛り込んだ上で、更にその他、今も、要配慮個人情報として取扱われている個人情報を、12項として設けるという案は、考えにくいでしょうか。

委員 個人情報保護法には11項目しか挙がってないんですね。

事務局 はい、そうです。

委員 条例を改正しないとしても、国が明確に規定した項目だから、解釈運用基準の方にこれを列举するということですね。今までは、解釈運用基準にこれだけ挙げてないので、県の条例の方が、範囲が少なかった可能性もありますよね。

委員 改正をすると、条例の方もファイル単位で考えていかなければならないということになるのでしょうか。

事務局 そういうわけではないです。定義と取扱いを切り離して考えていただけたらと思います。

会長 この11項目以外に、思い当たるものはあるのでしょうか。

事務局 例えば、本人の生い立ち、精神的な悩み、犯罪とまではなっていないよ

うないじめ等が考えられますが、それを、要配慮個人情報と捉えるべきかどうかという判断はあります。児童相談等では、実際のところ、要配慮個人情報は当然入っている部分はあるので、網羅して、全てを要配慮個人情報としていたのではないかと思います。

委員 条例は改正せずに、解釈運用基準で11項目を例示として挙げておくとすると、その他のものは例示に当たらないという判断になりますよね。結果的には、11項目しか該当しないようになるのでは。

委員 国の方でも、かなり考えて作られていると思いますので、国に合わせるということでいいと思います。条例自体は変えなくても対応できるのであれば、解釈運用基準で、国に準ずるという形でもいいのではないかと思います。

委員 要配慮個人情報については、国に合わせて限定列挙するよう条例を改正するか、このまま従前の条例で、解釈運用基準で11項目を列挙するという形にするか、二つの方向性のどちらかでいいと思います。12で、その他、特に配慮を要する個人情報などというのでは、11項目を限定列挙する意味がないように思います。

委員 どちらかと言われると条例を改正した方がいいと思います。

委員 私も、きちんと変えておいた方がいいのではないかと思います。

事務局 そうしますと、今までのセンシティブ情報についての答申をどうするかですね。登録簿についても、第何号に該当するというのを明記させる必要が出てくる可能性はあります。そうするのであれば、登録簿も改正する必要があります。

委員 きちんと明記していくと、はっきりしないものに対して、改正後の条例では該当しなくなり、後退するような話につながっていきかねないですので、今の条例のまま、条例の解釈運用基準で例示するのでもいいのかと思います。

委員 もともと個人情報保護法等で保護されていて、その中でも限定列挙するだけだと思いますので、この項目以外に、網羅しなければというものではないような気がします。

会長 では、改正の方の意見が多いですので、取り扱いは改正せず、条例は改正するという方向にしましょうか。

事務局 結論は、改正するという方向でいただき、登録簿の見直し等、後の処理については事務局で検討してみます。

会長 はい。では次に、事業者に係る規定についての検討に移ります。

(事務局説明)

【3 事業者に係る規定について】

- 会 長 まず、基本的には個人情報保護法の改正に伴って、条例第45条の2項、3項の規定はもう必要ないだろうということですね。
- 問題は、指導助言等、県ができることになっていた部分についてどうするかと、その中で事業者一般にかからしめるのか、出資法人だけにするのか、全て削除するかですね。
- どうしますか。確かに先進的な面もあったのですが、今回の改正で、全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになるので、せっかくある規定はできるだけ残すようにするのか、法律に一元化するか、少なくとも県の出資法人だけでも県はそれなりの措置ができるようにしておく、大きくいうと3つの考え方があると思います。
- 委 員 出資法人については少なくとも残しておく必要があると思います。あとは、もう整理するかどうかですね。
- 委 員 実際は情報が漏洩したら、国が対応し、県にも調査協力をという形ですよ。
- 事 務 局 立入り調査については個人情報保護委員会からどんどん権限が下ろされて、地方公共団体も立入り検査を行う場合もあります。
- 他県では、第46条の指導助言を残すところもあるようですが。
- 委 員 以前は、法律になかったから、県がしなくてはならないことを想定して作った規定だったのでしょうか。
- 事 務 局 個人情報保護法が適用されなかった5000の個人情報を持たない小規模事業者に対する規定だったものですが、今回の法改正で、全ての事業者が法律の適用を受けることになります。
- 会 長 全ての事業者に法律が適用されるということを前提に、削除する方向でいきますか。
- 事 務 局 答申の方向性の第2案（条例第45条第2項、第3項、第46条、第47条削除）でよろしいですか。
- 委 員 第2案でいきましょう。一般的な責務や苦情相談の処理は残しておいた方がいいと思います。
- 会 長 これでよろしいか。
- 委 員 (異議なし)

【以下、非公開審議】